

令和5年度伊万里市移住体験ツアー業務委託仕様書

1. 委託業務名 令和5年度伊万里市移住体験ツアー業務委託

2. 目的

伊万里市への移住を促進するため、本市への暮らしに関心がある佐賀県外在住者に対し、実際の住環境の確認や先輩移住者との交流などを通じて、本市の魅力や暮らしやすさ、子育て環境の良さ等を体感させるツアーを実施する。

3. 本業務のターゲット層

伊万里市での暮らしに関心がある18歳未満の子がいる子育て世代や20代～30代の女性

4. 本業務委託の内容

本業務委託の内容は、本事業に係る以下の業務とする。

(1) 伊万里市での暮らしに関心がある方向け移住体験ツアーの実施

①参加者募集関係

本事業のターゲット層を踏まえ、告知や募集は市で実施し、予約受付は受託者で行う。なお、告知や募集は、受託者においても受託者のホームページ等を活用するなど可能な範囲で協力すること。

②開催回数・規模・内容等

ア 主なターゲット地域は福岡県

イ 1泊2日の移住体験ツアーを1回実施すること。

(初日の福岡市内の集合時間を9時00分頃、2日目の福岡市内の到着時間を17時00分頃と想定)

ウ 参加規模は、最大催行人数を10世帯25名とし、最小催行人数を3世帯6名とする。

エ 参加者募集チラシ(A4版カラー)及び参加申込書を作成し、データを市へ提供すること。

オ 通常の観光ツアーで回らないような、将来的な「いまり暮らし」を念頭に置いた体感ツアーとすること。

カ 今回限りとならないように移住促進につながりうる提案をすること。

キ 伊万里市内の宿泊先は原則、民泊を利用すること。

なお、民泊事業者とのやりとりは伊万里市観光協会を通して行うこと。

ただし、民泊の予約ができない場合は、その他の市内の宿泊施設(1泊2食付)を準備すること。

※民泊事業者一覧リスト参照

ク ツアーガイドには、添乗員に加えて、伊万里市移住者を起用し、ツアーにおいては

移住者の解説を含めること。

なお、伊万里市移住者については、伊万里市と協議して決定すること。

ケ ツアーへの協力者に対し、相応の謝金・対価を支払うこと。

③開催時期

受託業者と伊万里市で協議の上、令和6年3月までの間で決定すること。

④開催場所

伊万里市内で開催すること。具体的な催行エリアは、本事業のターゲット層を意識して設定すること。

⑤ツアー実施中の交通手段等

ツアー参加者に対し、福岡市内から輸送可能な貸切バス等の運送等サービス及び関連サービスを提供すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じた内容とすること。

・現地集合後、現地の移動は、貸切バス若しくはタクシー等で移動する。

⑥参加料

福岡市内までの往路及び福岡市内からの復路の費用は参加者の負担とする。福岡市内から伊万里市内、翌日伊万里市内から福岡市内までに係るツアーの費用については、1名あたり5,000円程度を上限とし、受託者の設定によるものとする。

⑦ツアーの運営

ツアーの運営に当たり必要となる消耗品等の調達、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去等については、受託者の責任において行い、ツアーの記録を取ることにする。

⑧ツアー参加者へのアンケート調査

ツアー参加者に対し、ツアー当日にアンケート調査を実施し、集計・分析した結果を伊万里市へ報告すること。また、アンケートの内容及び実施方法は伊万里市と協議の上決定すること。

(2) ツアー実施前後の広報の実施

①実施内容

受託者のホームページなどにおいて、伊万里市の魅力や暮らしやすさ、子育て環境の良さに関するPRを行うとともに、実施前はツアーの告知、実施後はツアー参加者以外にも移住検討を促す目的でツアー当日の様子についてのレポートを掲載するなどによりPRを行うこと。

5. 本業務委託の業務遂行体制等

(1) プロジェクト管理

PMBOK (Project Management Body of Knowledge) など、世界的にも標準手法として認知されている、プロジェクト管理方法を用いること。

(2) 体制及び要員に関する要件

①プロジェクト体制

本業務委託の遂行に関するプロジェクト実施体制を敷くこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

②組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務委託におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ伊万里市と合意すること。

(3) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、伊万里市との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

受託者は、本業務委託の実施に当たり、伊万里市と行う打合せ、報告等に関する議事録を作成し、伊万里市にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

6. その他の留意事項

①委託業務の実施にあつては、伊万里市と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る市からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

②ツアーの実施にあつては、旅行業法や旅館業法をはじめ、関係法令に抵触しないよう留意すること。

③参加者との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。

④ツアーの中止の判断は、伊万里市が行う。

なお、やむを得ず中止した場合は、中止したツアーに係る経費のうち、中止によって不要となった経費については、業務委託額から減額する。

7. 本業務委託の完了報告

委託業務完了後直ちに、業務完了報告書を提出すること。

8. 本業務委託の委託料の支払

完了払いとする。